第１条（総則）

(1) JR 東海「そうだ 京都、行こう。」エクスプレス・カード（以下「カード」という）は、東海旅客鉄道株式会社（以下「JR 東海」という）とＳＭＢＣファイナンスサービス株式会社（以下「カード会社」という）が業務提携し発行するカードです。

(2) 会員は、JR 東海及び JR 東海が指定してカード会社が承認した加盟店（以下総称して「加盟店」という）でのカードの利用によって生じる債務をカード会社が会員に代わって立替払いすることを承認します。

(3) 会員は、カード利用にかかわる一切の債務をカード会社に対して支払うことをあらかじめ異議なく承諾します。

(4) 会員には本人会員と家族会員があります。なお、本規約は本人会員、家族会員のいずれにも適用されます。

第２条（本人会員・家族会員）

(1) 本規約を承諾の上、JR 東海及びカード会社に入会を申し込み、カード会社が入会を認めた方を本人会員といいます。
また、カードショッピングに係る基本契約は、本人会員が本規約を承認のうえ、カード会社に申し込みをし、カード会社が審査のうえ、承諾をした時に成立するものとします。カードショッピングに係る基本契約の契約日は、カード会社から本人会員に別途通知されます。個別のカード利用契約は、カードの利用の都度各別に成立するものとします。

(2) 家族会員とは、本人会員が本規約によるカード利用契約に係る自らの代理人と指定した家族で、本人会員がカード会社に対して当該家族専用のカード（以下「家族カード」という）の発行を申し込み、カード会社が承認し所定の手続きをとることにより家族カードの発行を受けた方をいいます（以下、本人会員と家族会員とを総称して「会員」という）。家族会員は、カード会社の認める範囲内で、本人会員の代理人として本規約に基づくサービス（すべての付帯サービスを含む）を利用することができるものとします。なお、カードによっては、家族カードを選択できないものもあります。

(3) 本人会員は、家族会員が家族カードを利用して決済をした金額について支払義務を負うものとし、本規約に定める方法によりカード会社に支払うものとします。家族会員に対する代理権の授与について、撤回、取消又は無効等の消滅事由がある場合又は代理権に制限を加えた場合でも、本人会員は、後記第 13 条（退会・カードの利用停止及び会員資格の喪失）(2) による家族カード利用の中止を申し出ない限り、支払を免れることはできないものとします。この場合、本人会員は、家族会員から家族カードを回収する等して、利用できない措置をとるものとします。

(4) 本人会員は、家族会員に対し、カード会社が家族カードの利用内容・利用状況等を本人会員に対し通知することを予め承諾させるものとします。

(5) 本人会員は、家族会員に対し本規約の内容を遵守させるものとし、家族会員が本規約の内容を遵守しなかったことによりカード会社に損害（家族カードの管理に関して生じた損害を含む）が発生した場合、当該損害を賠償する責を負うものとします。

第３条（カードの貸与・有効期限）

(1) カード会社は会員１名につき、1 枚のカードを発行し、貸与します。なお、カードの所有権はカード会社に属します。

(2) 会員は、カードの署名欄に自署し、善良なる管理者の注意をもってカードを利用・保管します。

(3) カードは会員のみが利用でき、会員が他人にカードを貸与・譲渡・質入れ及び担保に提供する等、カードを第三者に占有・利用させることは一切できません。

(4) カードの有効期限はカードに表示する月の末日までとし、カード会社は、会員より退会の申し出がなく、かつ、カード会社が引続き会員と認める方を更新します。

(5) カード会社は、カードの紛失・盗難・毀損・滅失等でカード会社が認めた場合に限りカードの再発行をします。

(6) カードの有効期限内におけるカード利用による支払いについては、有効期限経過後といえども本規約を適用するものとします。

(7) 会員は、カードの利用・管理に際して会員が本条（2）又は（3）に違反し、カードが不正に使用されたとき（ただし、会員の責に帰さない場

合は除く）は、それにより生じた一切の損害は会員が負担します。

第４条（暗証番号）

(1) カード会社は、会員より申出のあったカードの暗証番号を登録します。ただし、申出がない場合、又は他人に容易に推測されやすい番号（会員の生年月日、電話番号、自宅の住所番地、「0000」、「9999」等）を申出た場合は、カード会社所定の方法により登録します。

(2) 会員は、暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用の際に登録された暗証番号が使用されたことにより生ずる一切の債務については、すべて本人会員がその責任を負うものとします。ただし、登録された暗証番号の管理について会員に故意又は過失がない場合、この限りではありません。

第５条（年会費）

(1) 本人会員は、別途カード送付時に通知する年会費をカード会社へ毎年所定月の後記第８条（代金決済及び遅延損害金）に定める約定支払日にお支払いいただきます。ただし、年会費が当該約定支払日に支払われなかった場合には、翌月以降の約定支払日に再請求されることがあります。

(2) 年会費は理由のいかんを問わず返還しません。また、年会費のみの請求の場合はカードご利用代金明細書の発行を省略することがあります。

第６条（カードの利用）

(1) 会員は加盟店（JR 東海においては JR 東海指定箇所及び取扱窓口）でカードを提示し、所定の帳票にカードと同一の自己の署名をすることにより JR 東海の定める乗車券類等及び商品の購入・役務の提供、その他サービス等の提供を受けることができます。また、この他会員は、JR 東海指定の端末等を会員自らが所定の方法で操作する事により、乗車券類を購入することができるものとします。ただし、会員は利用できない乗車券類等及び商品の購入・役務の提供・サービス等があることをあらかじめ承諾します。

(2) 会員は本条 (1) による他、JR 東海の指定する箇所において電話等による通信手段を利用して乗車券類を購入できるものとします。この場合、会員が通信手段で指定した乗車券類を JR 東海が所定の手続きにより確保（予約の完了）したことによって、カードによる購入が完了したことを承諾します。ただし、当該乗車券類は会員が乗車券類を JR 東海が特に定めた箇所及び手段等で受領するまでの間、JR 東海にて預かり保管します。なお、この通信手段を利用した乗車券類の購入・変更・取消等は、JR 東海が定めた時間帯のみとし、これ以外の時間帯では取扱いできないことを会員はあらかじめ承諾します。

(3) 会員は JR 東海の通信手段による乗車券の販売について、JR 東海指定の割引乗車券類の購入及び新幹線の指定席特急回数券などによる座席の指定のみのご利用ができないことをあらかじめ承諾します。ただし、JR 東海及びカード会社が特に認めた会員は JR 東海の指定する期間及び手段によりこれらができるものとします。

(4) 会員は、JR 東海が通信手段による乗車券類の購入の記録をとることがあることを、あらかじめ承諾します。

(5) 会員は加盟店の行う通信手段によるサービスを受ける場合は、別に定めるところによりカード提示の必要はありません。ただし、本条 (2) の乗車券類受領の際はカード提示を行い、JR 東海の本人確認をもって JR 東海より受領するものとします。この場合、会員は所定の書類に自署するものとします。この他、JR 東海指定の端末等を会員自らが所定の方法で操作することにより受領することができるものとします。

(6) 会員はカードにより購入した乗車券類等の取消し、又は変更に関しては、JR 東海の定める規定に従い、JR 東海が定めた窓口で会員のカード提示により取扱います。この場合、JR 東海は列車の遅延等の異常時の場合を除いて、現金による払戻しはいたしません。

(7) 会員は、会員が指定して購入し、JR 東海が預かり、保管している乗車券類について有効期限の開始日当日もしくは有効期間満了日を経過しても会員が受領しない場合は、その翌日に当該乗車券類の一部、又は全部について JR 東海の定めた方法で処理を行うことを承諾します。ただし、JR 東海は効力がある乗車券類について払戻しの処理を行い会員があらかじめ指定した預貯金口座に返金するか、もしくはご利用金額と調整して請求することとし、なおかつ所定の払戻し手数料を請求します。また、効力が消滅した乗車券類に対する運賃・料金については返金はいたしません。この場合、会員は JR 東海及びカード会社の指示に従うものとします。

(8) カード利用により購入した乗車券類及び商品・役務、その他サービスに関する紛議は、すべて会員と加盟店との間で解決していただき、カー

ド会社は責任を負いません。

(9) 会員がカード利用により購入した乗車券類等及び商品（以下この項においては「商品」という）の所有権は、カード会社が加盟店に立替払いをしたことにより加盟店からカード会社に移転し、当該商品に関わる債務の完済までカード会社に留保されることを認めるとともに会員は次の事項を遵守するものとします。

①善良なる管理者の注意をもって商品を管理し、質入れ・譲渡・賃貸、その他カード会社の所有権を侵害する行為をしないこと

②商品の所有権が第三者から侵害されるおそれがある場合、速やかにその旨の連絡をカード会社に行うとともに、カード会社が商品を所有していることを主張証明してその排除に努めること

(10) 会員が現金化を目的として商品・サービス又は流通する紙幣・貨幣の購入などにカードショッピングの利用可能枠を利用することを禁止します。なお、現金化とは、買取屋による方式又はキャッシュバック方式をいいますが、これらの方式に限りません。

※カードショッピングの利用可能枠の現金化の詳細については、（社）日本クレジット協会ホームページ https://www.j-credit.or.jp/をご覧ください。

第7条（カードの利用可能枠）

(1) カードの月間（毎月11日から翌月10日まで）利用可能枠（以下「カード利用可能枠」という）は、カード会社が定めるものとし、カード会社が適当と認めた場合は、いつでもカード利用可能枠を増減できるものとします。

(2) 本条（1）の定めにかかわらず、会員が以下のいずれかに該当した場合、その他カード会社が必要と認める場合には、特段の通知なくカード利用可能枠を減額又は利用の停止ができるものとします。

①本人会員がカード利用代金等カード会社に対する債務の履行を怠ったとき

②会員のカードの利用状況及び本人会員の信用状況等に応じて、審査の上カード会社が必要と認めるとき

③カード会社が定める本人確認手続が完了しないとき

(3) 会員は、カード利用可能枠、翌月1回払い以外のカードショッピング枠を超えてカードを使用してはならないものとします。カード利用可能枠、翌月1回払い以外のカードショッピング枠を超えてカードを使用した場合は、カード会社は本人会員に対し、カード利用可能枠、翌月1回払い以外のカードショッピング枠を超えて使用した金額の一括払いを請求することができるものとします。

(4) 本人会員は、カード会社又はJR東海から複数枚のクレジットカードの貸与を受けた場合のカード利用可能枠は、本人会員が保有するカード利用可能枠の合計額ではなく、カード会社が別に定める金額とすることを承諾するものとします。

第8条（代金決済及び遅延損害金）

(1) カード利用代金その他、本人会員のカード会社に対する一切の債務は本人会員が指定する金融機関の預貯金口座（以下「決済口座」という）から毎月10日を締切日として翌月6日（当日が金融機関休業日の場合は翌営業日とします。以下「約定支払日」という）に口座振替又は自動払込みによりお支払いいただくものとします。ただし、カード会社が適当と認める場合のみ、カード会社の指定口座への振込等、カード会社が別途指定する方法でお支払いいただくものとします。

(2) 本人会員の都合により口座振替ができない場合、カード会社は金融機関に再振替の依頼をすることがあります。

(3) 本人会員が約定支払日に支払いを遅滞した場合は、約定支払日の翌日から支払済みに至るまで年14.60%（1年を365日として計算します。ただし、閏年は1年を366日として計算します。以下同じ）を乗じた額の遅延損害金を付加してカード会社に支払わなければなりません。

第9条（支払金の充当順序）

本人会員の返済した金額が本規約及びカード会社と会員とのその他の取引に基づきカード会社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、カード会社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務にも充当することができるものとします。

第 10 条（公租公課・費用等の負担）

(1) カードの利用又は本規約に基づく費用・手数料に関して課される公租公課（消費税等を含む。以下同じ）は、本人会員の負担とします。なお、公租公課が変更されたときは、本人会員は変更後の公租公課を負担します。

(2) カード利用による支払金等の支払、カードの返却、カード会社所定の届出及び問い合わせその他本規約に基づいて要するすべての費用（金融機関への振込手数料及び再振込手数料、カード会社指定場所への持参手数料等）は、本人会員の負担とします。

(3) 本人会員は、カードショッピングの支払金について、支払遅滞やその他会員の責に帰すべき事由等により生じた次の費用を負担します。

①カード会社が振込用紙を送付したときは振込用紙送付手数料として、カード会社が金融機関に再振替の依頼をしたときは再振替手数料として、それぞれ手続回数 1 回につき 330 円（税込）。なお、振込用紙送付の場合、カード会社宛の振込手数料も本人会員が負担します。

②カード会社が訪問集金したときは、訪問集金費用として訪問回数 1 回につき 1,100 円（税込）

③カード会社が本人会員に対し書面による催告をしたときは、当該催告に要した費用

(4) 会員の要請によりカードを再発行した場合は、カード会社は本人会員に対し、カードの再発行手数料 1,100 円（税込）を請求することができます。

第 11 条（カードの紛失・盗難等）

(1) カードの紛失、盗難、詐取、横領等、又はカード情報の盗用等（以下「カードの紛失・盗難等」という）によりカード又はカード情報が第三者に利用された場合、本人会員は、当該カード利用により生じた一切の債務についてすべての責任を負うものとします。

(2) 会員は、カードの紛失・盗難等があった場合、速やかにその旨をカード会社に連絡し、最寄りの警察署又は交番に届出たうえで、カード会社所定の届出書をカード会社あてに提出するものとします。

(3) カード会社は、カードが第三者によって拾得された旨の連絡を受ける等、カードの紛失・盗難等が生じたとカード会社が認識した場合には、カード会社の任意の判断でカードを無効とすることができるものとし、会員はあらかじめこれを承諾するものとします。

第 12 条（会員保障制度）

(1) 前条（1）の定めにかかわらず、カード会社は、会員がカードの紛失・盗難等により第三者にカード又はカード情報を不正利用された場合であって、前条（2）に従い警察及びカード会社への届出がなされたときは、これによって本人会員が被るカード又はカード情報の不正利用による損害の全部又は一部をカード会社の定めるところにより補填するものとします。

(2) 本人会員は前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、その損害について補填を受けることができません。

①会員の故意又は重大な過失によって生じた損害の場合

②カード利用の際に登録された暗証番号が使用された場合

③会員の家族、同居人、留守人等の会員の関係者によってカードが利用された場合

④戦争・地震等による著しい秩序の混乱の際にカードの紛失・盗難等が生じた場合

⑤前条（2）のカードの紛失・盗難等の届出をカード会社が受領した日の 61 日以前に生じた損害の場合

⑥会員が、(3) の義務を怠り、又は損害防止軽減のための努力をしなかった場合

⑦会員が、カード会社の不正発生カードの差替え等の指示に従わなかった場合

⑧本規約に違反している状況において、カードの紛失・盗難等が生じた場合

⑨前条（2）の届出書の内容及びカード会社の事情聴取に虚偽の内容が含まれていた場合

⑩カード署名欄に自署されていなかった場合

⑪第 5 条（年会費）の支払を怠ったとき以降にカードの紛失・盗難等が生じた場合

(3) 会員は、カードの紛失・盗難等による損害を知ったときは 30 日以内に被害状況等を記入した損害報告書、警察署の盗難届出証明書又は被害届出証明書等のカード会社が定める書類をカード会社へ提出するものとします。また、カード会社が被害状況等の調査を行う場合、会員はこれに協力するものとします。

第 13 条（退会・カードの利用停止及び会員資格の喪失）

(1) 会員が都合により退会する場合は、その旨の届出をした上、カード会社の指示に従ってカードを直ちに返却するか、カードを切断して破棄するものとします。ただし、本人会員は、退会時に債務がある場合、本規約に基づき当該債務を支払うものとします。また、退会後においても、カード又はカード情報を利用し若しくは利用された場合、当該利用により生じた一切の債務については、すべて本人会員がその責任を負うものとします。

(2) 本人会員が家族会員のカードの利用の中止を申し出た場合、その申出をもって家族会員は退会したものとします。

(3) 会員（本項においては入会申込者を含む）が次のいずれかに該当したと JR 東海又はカード会社が判断した場合、JR 東海又はカード会社は入会を謝絶し、又は何らの通知・催告をすることなく、カードの利用を停止させること、又は会員資格を喪失させることができます。この場合、会員はカード会社に対して直ちにカードを返却し、未払債務の全額をお支払いいただくとともに、JR 東海又はカード会社は加盟店に当該カードの無効を通知できます。

①会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき

②個人信用情報に明らかに問題がある場合等、本人会員の信用状況に重大な変化が生じたとき

③後記第 14 条（期限の利益の喪失）に該当する事由が生じたとき、又は本規約のいずれかに違反したとき

④カード利用状況及び支払状況が適当でないとき

⑤住所変更の届出を怠る等、会員の責に帰すべき事由により会員の所在が不明となり、カード会社が会員への通知連絡について不能と判断したとき

⑥会員が死亡したとき、又は会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があったとき

⑦関係法令、規則、通達、ガイドライン等の定めにより、カード会社がカードの利用を停止する義務を負うとき

⑧第 6 条（カードの利用）(10) に違反し、カードの利用状況が不適当又は不審であるとき

⑨カードを利用して違法な行為を行ったとき

⑩その一部又は全部を自らは使用しない等、転売又は換金等の目的において、相当と認められる数量又は頻度を超えて JR 東海エクスプレスサービス会員規約第 1 条第 1 項に定めるサービスを利用して乗車券類を購入したとき

⑪JR 東海エクスプレスサービス会員規約第 1 条第 1 項に定めるサービスを利用して購入した乗車券類の一部又は全部を、直接的・間接的を問わず営利目的のために、転売又は換金行為を試み、もしくは実行したとき

⑫カード会社が定める相当の期間内に決済口座の設定手続が完了しない場合

⑬カード会社またはカード会社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の（イ）から（ホ）に掲げる行為その他当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合（第三者を利用して行った場合を含む）

（イ）暴力、威嚇、脅迫、強要等

（ロ）暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動

（ハ）人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動

（ニ）長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ

（ホ）金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求等

⑭前各号に類する事由が生じた場合その他カード会社が会員として不適格と判断したとき

⑮JR 東海エクスプレスサービス会員規約及びエクスプレス予約サービスに関する特約に違反したとき

⑯カードまたはカード情報の第三者による不正使用の可能性があるとカード会社が判断した場合

(4) カード会社が第 1 条（総則）に定めるカード募集・発行等に関する JR 東海との当該契約を解消した場合、カードの有効期限にかかわらず、事前に通知した上で、カードの利用を停止することがあります。

(5) 本人会員が本条 (1) (3) のいずれかに該当した場合は、当然に家族会員についても同一の効果が生じます。

(6) 会員が本条 (1) (3) のいずれかに該当した場合、カード会社はカードの付帯サービスの提供を停止します。

(7) 会員は、本条 (3) の①～⑯に該当し、カード会社又はカード会社より委託を受けた者（加盟店を含む）がカードの返却を求めた場合は、直

ちにカードを返却します。

第 14 条（期限の利益の喪失）

(1) 本人会員は、次の各号のいずれかの事由に該当した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。

①本規約に基づく債務の履行を 1 回でも遅滞したとき。

②差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立又は滞納処分を受けたとき。

③破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産手続きの申立を受け、若しくは自ら申立てたとき。

④債務整理のための法的手続きの申立があったとき。

⑤債務整理（任意整理を含む。以下同じ）を開始する旨、又は債務整理のため弁護士等に依頼した旨をカード会社に通知したとき。

⑥自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払を停止したとき。

⑦会員資格を喪失したとき。但し、第 13 条（退会・カードの利用停止及び会員資格の喪失）(3) ⑥の場合を除く。

(2) 本人会員は、次の各号のいずれかの事由に該当した場合、カード会社の請求により、本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。

①カード会社が所有権留保した商品の質入れ・譲渡・賃貸その他の処分を行ったとき。

②本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。

③本規約以外のカード会社と会員とのその他の取引に基づく債務について期限の利益を喪失する等、本人会員の信用状態が著しく悪化したとき。

第 15 条（届出事項の変更）

(1) 本人会員は、届出済みの氏名・勤務先・職業・住所・支払預金口座・電話番号・メールアドレス・その他法令に基づくカード会社への届出事項等に変更が生じた場合、遅滞なく JR 東海及びカード会社に書面又は電話もしくは JR 東海及びカード会社所定の方法によりその変更を届け出ていただきます。

(2) 本条（1）の届出がないために JR 東海及びカード会社からの通知、又は送付書類等が延着、また到着しなかった場合（ただし、会員に止むを得ない事情がある場合を除く）には、通常到着すべきときに本人会員に到着したものとみなします。

第 16 条（規約の変更）

(1) カード会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、カード会社ホームページにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。

①変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。

②変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

(2) カード会社は、あらかじめ変更後の内容をカード会社ホームページにおいて公表する方法又は通知する方法（必要があるときにはその他相当な方法を含む。）により周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。この場合に、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行ったときは、会員は変更を承諾したものとみなし、以後、変更後の規約が適用されるものとします。

第 17 条（準拠法）

会員と JR 東海又はカード会社との諸契約に関する準拠法はすべて日本法が適用されます。

第 18 条（合意管轄裁判所）

会員は、本規約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の住所地・購入地及び JR 東海又はカード会社の本社・各営業部・支店・営業所・管理センターを管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

第 19 条（反社会的勢力との取引の排除）

(1) 会員（本条においては入会申込者を含む）は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

①暴力団

②暴力団員及び暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者

③暴力団準構成員

④暴力団関係企業

⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等

⑥前各号の共生者

⑦その他前各号に準ずる者

(2) 会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いてカード会社の信用を毀損し、又はカード会社の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

(3) カード会社は、会員が（1）各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は（1）に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、会員の保有するカード会社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに会員資格を取消すことができるものとし、カード会社と会員とのその他の取引についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。

第 20 条（マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止）

(1) 会員（本条においては入会申込者を含む）は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

①テロリスト等、日本政府又は外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者

②その他前号に準ずる者

(2) 会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

①マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると疑われる行為

②その他前号に準ずる行為

(3) カード会社は、会員の情報及び具体的な利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることができるものとします。会員から正当な理由なく指定した期限までに回答がなかった場合、カードの利用を制限又は停止することができるものとします。

(4) カード会社は、日本国籍を保有せずに本邦に居住している会員に対し、在留資格および在留期間その他の必要な事項の届出を求めることがあります。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、カードの利用を制限又は停止することができるものとします。

(5) (3)の求めに対する会員の回答、具体的な利用内容、会員の説明内容及びその他の事情を考慮して、カード会社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、若しくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合、カードの利用を制限又は停止することができるものとします。

(6) (3)から(5)までの定めによるカードの利用の制限又は停止は、会員からの説明等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたとカード会社が認める場合、カード会社は利用の制限又は停止を解除するものとします。

(7) カード会社は、会員が(1)各号のいずれかに該当し、若しくは(2)各号のいずれかに該当する行為をした場合、(1)に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、又はカードその他の取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、若しくはそのおそれがあると合理的に認められる場合、そのすべてについて通知・催告等をせずに会員資格を取消し、又は解除することができるものとします。

第21条（付帯サービス）

(1) 会員は、カード会社又はカード会社の提携会社が提供するカード付帯サービス及び特典（以下「付帯サービス」という）を利用することができます。会員が利用できる付帯サービス及びその内容については別途カード会社から本人会員に対し通知、又はカード会社ホームページにて公表するものとします。

(2) 会員は、付帯サービスに関する規約等がある場合、それに従うものとし、付帯サービスの利用ができない場合があることを予め承諾するものとします。

(3) 会員は、カード会社が必要と認めた場合、会員への予告又は通知することなくカード会社が付帯サービス及びその内容を中止又は変更することを予め承諾します。

(4) 会員は、会員資格を取消された場合、又は、退会した場合、付帯サービス（会員資格取消前又は退会前に取得済みのものを含む）を利用する権利を喪失するものとします。

【お問い合わせ・ご相談窓口】

１．商品等についてのお問い合わせ・ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。

２．カード会員規約についてのお問い合わせ・ご相談及び支払停止の抗弁に関する書面については、下記までお尋ねください。

ＳＭＢＣファイナンスサービス株式会社　〒460-8670　愛知県名古屋市中区丸の内3-23-20

アンサーセンター　フリーダイヤル　0120-086-315

携帯電話からのご利用は　TEL　052-300-1515

〔承り時間　9:30～17:00　1月1日休〕

＊電話番号はお間違えのないように、ご確認の上おかけください。

JR東海「そうだ 京都、行こう。」エクスプレス・カード優待特典等に関する特約

１．特典内容は会員に通知することなく内容変更又は中止することがあります。

２．特典提供先におけるトラブルについては、東海旅客鉄道株式会社及びＳＭＢＣファイナンスサービス株式会社は一切責任を負いかねます。

３．各種イベント等については、応募多数その他の事情により、ご希望の日時・内容のものに参加いただけない場合があります。

４．東海旅客鉄道株式会社は、特典や各種イベント等の運営について、他の会社にその運営の一部あるいはすべてを委託する場合があります。

カードは、ご予算に合わせて計画的にご利用ください。

ＳＭＢＣファイナンスサービス株式会社

〒460-8670　愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番20号